

# 実 技 試 験

## ☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2023年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.<sup>5</sup>万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

#### 問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、有償で具体的な必要保障額を試算した。
- （イ）税理士の登録を受けていないFPが、公民館主催の無料相談に訪れた相談者に対し、相続人の具体的な相続税額を計算した。
- （ウ）投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、顧客に対し有償で、特定企業の公表されている決算報告書を用いて、具体的な株式の投資時期等の判断や助言を行った。
- （エ）社会保険労務士の登録を受けていないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に、有償で公的年金の受給見込み額を計算した。

#### 問2

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および著作権法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

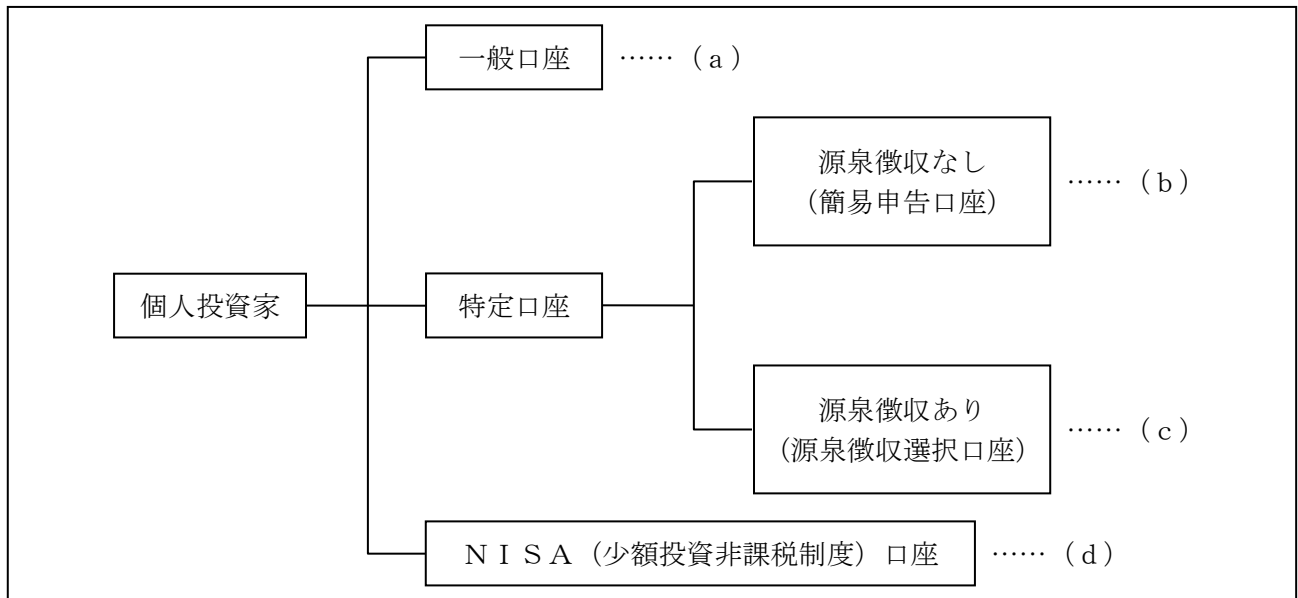
1. 個人情報とは、生存する個人が特定できる情報のことをいい、原則として、死者の情報は個人情報とされない。
2. 顧客との電話による会話を録音したデータは、個人情報とされない。
3. 自身が記事中で紹介された新聞紙面をコピーし、生活者向け講演会の資料として配布する場合、当該新聞社の許諾は必要ない。
4. 公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、引用部分が「主」となる内容で、自ら作成する部分が「従」でなければならない。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記<証券口座の概要>に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<証券口座の概要>



1. 金融商品取引業者等は、(a)のみを選択している個人投資家に対して、その口座内での1年間の取引をまとめて取引報告書を交付しなければならない。
2. 年初の売却で(b)を選択した場合、同年中の2度目以降の売却の際に(c)に変更できない。
3. (c)を選択した場合、ほかの金融商品取引業者等に開設している特定口座における損益と通算することはできない。
4. (d)の非課税投資枠を超えた取引は、(a)で取引しなければならない。

問4

個人向け国債（変動10年）に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。

利払い	***ごと
金利の見直し	（ア）ごと
金利設定方法	基準金利×（イ）
金利の下限	（ウ）%（年率）
購入単価	1万円以上1万円単位
中途換金	原則として、発行から（エ）経過すれば可能 ただし、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれる
発行月（発行頻度）	毎月（年12回）

※問題作成の都合上、一部を「\*\*\*」にしてある。

＜語群＞									
1.	半年	2.	1年	3.	2年	4.	3年	5.	0.03
6.	0.05	7.	0.33	8.	0.5	9.	0.55	10.	0.66

問5

馬場さんは、特定口座で保有しているHG投資信託（追加型国内公募株式投資信託）の収益分配金を2023年6月に受け取った。HG投資信託の運用状況が下記＜資料＞のとおりである場合、次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

<p>[馬場さんが特定口座で保有するHG投資信託の収益分配金受取時の状況]</p> <p>収益分配前の個別元本：14,300円</p> <p>収益分配前の基準価額：13,800円</p> <p>収益分配金：200円</p> <p>収益分配後の基準価額：13,600円</p>
---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 馬場さんが保有するHG投資信託の収益分配後の個別元本は、（ア）である。</li> <li>・ 馬場さんが特定口座で受け取った分配金には、所得税・住民税が課税（イ）。</li> </ul>
--

1. （ア）13,600円 （イ）される
2. （ア）14,100円 （イ）される
3. （ア）13,600円 （イ）されない
4. （ア）14,100円 （イ）されない

問6

藤原さんは、勤務先に企業年金がないため、HT社を運営管理機関とする個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）に加入することを検討しており、下記＜資料＞を示してFPの小山さんに質問をした。小山さんの説明のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料：HT社 iDeCoの運用商品ラインアップ＞

分 類	商 品 名	
投資信託	国内株式	HT国内株式DCインデックスファンド
	国内株式	HT国内株式DC集中ファンド
	国内債券	HTザ・日本債券DCファンド
	外国株式	HT外国株式DCインデックスファンド
	外国株式	HT外国株式DC厳選ファンド
	外国債券	HT全世界債券DCファンド
	国内リート	HT国内リートDCファンド
	外国リート	HTグローバルリートDCファンド
	バランス型	HT6資産バランスファンド
	バランス型	HT8資産ローリスクバランスファンド
保険商品	HI保険DC用年金	
定期預金	HB銀行DC用定期預金	

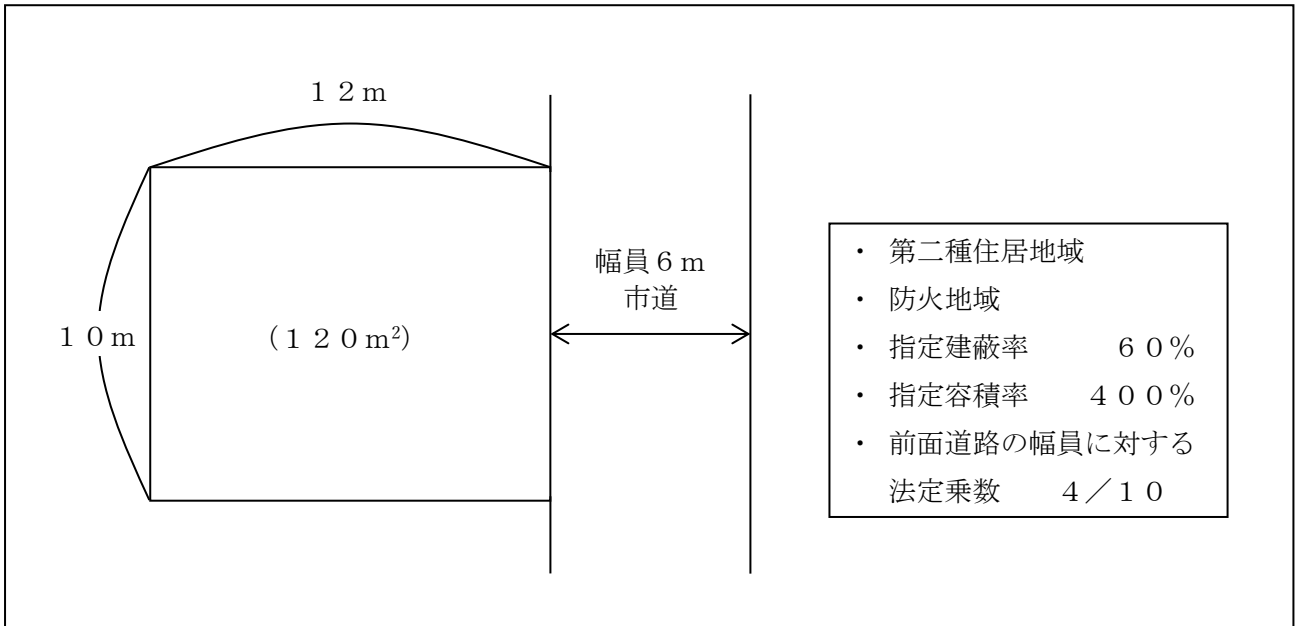
1. 「HT社が扱う商品の中から1つだけを運用商品として、選択することはできません。」
2. 「選択した運用商品は、iDeCo加入中、原則として、いつでも変更することができます。」
3. 「運用商品のうち投資信託には、国内株式型や国内債券型など投資対象となる資産によって分類されるものもありますが、バランス型のように複数資産を組み合わせたものもあります。」
4. 「運用商品には、保険商品や定期預金等の元本確保型商品があり、所定の利息が上乗せされますが、金利情勢によっては利息額を手数料が上回る場合もあります。」

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積（床面積の合計）の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、＜資料＞に記載のない条件については一切考慮しないものとする。

＜資料＞



1. (ア) 72m<sup>2</sup> (イ) 288m<sup>2</sup>
2. (ア) 72m<sup>2</sup> (イ) 480m<sup>2</sup>
3. (ア) 84m<sup>2</sup> (イ) 288m<sup>2</sup>
4. (ア) 84m<sup>2</sup> (イ) 480m<sup>2</sup>

問8

下記<資料>は、大津さんが購入を検討している物件の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、<資料>に記載のない事項については一切考慮しないものとする。

<資料>

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成13年4月2日 第×718号	所有者 ××市○×二丁目1番2号 細井正

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成13年4月2日 第×719号	原因 平成13年4月2日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,000万円 利息 年2.80%(年365日日割計算) 損害金 年14.5%(年365日日割計算) 債務者 ××市○×二丁目1番2号 細井正 抵当権者 △△区○△二丁目2番3号 株式会社KM銀行

1. 権利部(甲区)には、所有権の移転登記のほか、差押え等が記載される。
2. この物件には株式会社KM銀行の抵当権が設定されているが、別途、ほかの金融機関などが抵当権を設定することもできる。
3. 細井正さんが株式会社KM銀行への債務を完済した場合、当該抵当権の登記は自動的に抹消される。
4. 登記事項証明書は、誰でも法務局などにおいて、交付請求をすることができる。

問9

不動産取得税に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

不動産取得税は、原則として不動産の所有権を取得した者に対して、その不動産が所在する(ア)が課税するものであるが、相続や(イ)等を原因とする取得の場合は非課税となる。課税標準は、原則として(ウ)である。また、一定の条件を満たした新築住宅(認定長期優良住宅ではない)を取得した場合、課税標準から1戸当たり(エ)を控除することができる。

<語群>		
1. 市町村	2. 都道府県	3. 国税局
4. 贈与	5. 売買	6. 法人の合併
7. 固定資産税評価額	8. 公示価格	9. 時価
10. 1,000万円	11. 1,200万円	12. 1,500万円

## 問10

橋口さんは、自身の居住用財産である土地・建物の譲渡を予定しており、FPで税理士でもある吉田さんに居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例（以下「本特例」という）について質問をした。下記＜資料＞に基づく本特例に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

### ＜資料＞

土地・建物の所在地：〇〇県××市△△町1-2-3

取得日：2020年2月4日

取得費：2,500万円

譲渡時期：2023年中

譲渡金額：3,200万円

- （ア）「2020年に本特例の適用を受けていた場合、2023年に本特例の適用を受けることはできません。」
- （イ）「橋口さんの2023年の合計所得金額が3,000万円を超える場合、本特例の適用を受けることはできません。」
- （ウ）「譲渡先が橋口さんの配偶者や直系血族の場合、本特例の適用を受けることはできません。」
- （エ）「本特例の適用を受けられる場合であっても、譲渡益が3,000万円に満たないときは、その譲渡益に相当する金額が控除額になります。」



【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

細川さんは契約している生命保険契約の保険料の払込みができなかった場合の流れについて、FPの大垣さんに質問をした。下記＜資料＞に基づく大垣さんの説明の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料：細川さんが契約している生命保険＞

保険種類	解約返戻金の有無
終身保険A	あり
特定疾病保障保険B	なし

＜大垣さんの説明＞

- ・「終身保険A、特定疾病保障保険Bともに払込期日までに保険料の払込みができなかった場合でも（ア）期間内に保険料を払い込めば、保険契約を継続させることができます。」
- ・「終身保険Aは（ア）期間内に保険料の払込みができなかった場合でも、（イ）によって解約返戻金の範囲内で保険会社が保険料を立て替えることにより契約は継続します。」
- ・「特定疾病保障保険Bは（ア）期間内に保険料の払込みができなかった場合、保険契約は（ウ）となります。ただし、（ウ）となった場合でも保険会社が定める期間内に（エ）の手続きを取り、保険会社の承諾を得て未払いの保険料と保険会社によっては利息を払い込むことで契約を有効に戻すことができます。」

1. （ア）払込待機 （イ）契約者貸付 （ウ）失効 （エ）復元
2. （ア）払込猶予 （イ）自動振替貸付 （ウ）失効 （エ）復活
3. （ア）払込待機 （イ）自動振替貸付 （ウ）解除 （エ）復活
4. （ア）払込猶予 （イ）契約者貸付 （ウ）解除 （エ）復元

問12

山岸幸太郎さん（48歳）が加入の提案を受けた生命保険の保障内容は下記〈資料〉のとおりである。この生命保険に加入した場合、次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

〈資料／生命保険提案書〉

### ご提案書

(ご契約者) 山岸 幸太郎 様  
 (被保険者) 山岸 幸太郎 様  
 (年齢・性別) 48歳・男性

予定契約日：2023年10月1日  
 払込保険料合計：××, ×××円  
 支払方法：月払い、口座振替

◇ご提案内容

ご契約内容	保険期間	保険金・給付金名称	主なお支払事由など	保険金額・給付金額
終身保険	終身	死亡保険金	死亡のとき	100万円
定期保険	10年	死亡保険金	死亡のとき	1,400万円
新3大疾病保障保険	10年	3大疾病保険金	所定の3大疾病に罹患したとき（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）	500万円
		特定疾病診断保険金	所定のがん（上皮内新生物等）・狭心症・急性心筋梗塞・脳動脈瘤・一過性脳虚血発作・脳卒中のいずれかに罹患、または3大疾病保険金が支払われるとき	3大疾病保険金額の10%
		死亡保険金	死亡のとき	3大疾病保険金額の10%
身体障害保障保険	10年	身体障害保険金	身体障害者福祉法に定める1～3級の障害に該当し、その障害に対する身体障害者手帳の交付があったとき	400万円
		死亡保険金	死亡のとき	400万円

入院総合 保険	10年	入院給付金	所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき	それぞれ30万円	
		外来手術給付金		入院を伴わない所定の手術を受けたとき 入院給付金額×10%	
		先進医療給付金	公的医療保険制度の対象となる所定の手術等や同制度に定める先進医療	所定の先進医療による治療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額
		先進医療一時金		先進医療給付金が支払われるとき	20万円 (技術料と同額が上限)
リビング・ニーズ特約 (※)	—	特約保険金	余命6ヵ月以内と判断されるとき	死亡保険金の範囲内、かつ、3,000万円以内の金額	

(※) 新3大疾病保障保険の死亡保険金は、リビング・ニーズ特約による保険金支払いの対象となりません。

- 山岸さんが虫垂炎で8日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受け、退院後にケガで公的医療保険制度の対象となる所定の手術を入院せずに1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- 山岸さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため20日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- 山岸さんが余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（ウ）万円である。なお、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

### 問 13

下記<資料>の養老保険のハーフタックスプラン（福利厚生プラン）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○を、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、当該法人の役員・従業員の大部分は法人の同族関係者ではない。

<資料>

保険の種類	養老保険
契約者（保険料負担者）および満期保険金受取人	株式会社Y C
被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	被保険者の遺族

- （ア）部課長等の役職者のみを被保険者とする役職による加入基準を設けた場合、職種等に応じた合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められる。
- （イ）原則として役員・従業員全員を被保険者とする普遍的加入でなければ、株式会社Y Cが支払った保険料の2分の1を福利厚生費として損金の額に算入することができない。
- （ウ）養老保険に入院特約等を付加した場合、株式会社Y Cが支払った養老保険部分の保険料の2分の1を福利厚生費として損金の額に算入することができない。
- （エ）死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、株式会社Y Cは当該契約に係る資産計上額を取り崩し、同額を損金の額に算入する。

問 1 4

川野さん（43歳）が自身を記名被保険者として契約している自動車保険の下記＜資料＞の契約更新案内に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、＜資料＞に記載のない特約については考慮しないものとする。

＜資料＞

	前年同等プラン	おすすめプランA	おすすめプランB
保険料（月払い）	×, ×××円	×, ×××円	×, ×××円
運転者年齢条件	35歳以上補償	35歳以上補償	年齢条件なし
運転者限定の有無	家族限定	限定なし	限定なし
対人賠償保険 （1名につき）	無制限	無制限	無制限
対物賠償保険	無制限	無制限	無制限
人身傷害保険 （1名につき）	付帯なし	3,000万円	5,000万円
車両保険	エコノミー型 （車対車+A） 保険金額：130万円	一般型  保険金額：130万円	一般型  保険金額：130万円
	免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	免責金額 1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円
その他の特約	—	弁護士特約	弁護士特約 ファミリーバイク特約

- （ア）どのプランでも、川野さんが被保険自動車を運転中の事故により負傷した場合、川野さんの過失割合にかかわらず、ケガの治療費の補償を受けることができる。
- （イ）前年同等プランでは、被保険自動車が盗難による損害を受けた場合、補償の対象となる。
- （ウ）おすすめプランAでは、川野さんの友人（33歳）が被保険自動車を運転中に対人事故を起こした場合、補償の対象とならない。
- （エ）おすすめプランBでは、川野さんが所有する原動機付自転車を運転中に対物事故を起こした場合、補償の対象となる。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

会社員の榎田さんが2023年中に支払った医療費等が下記＜資料＞のとおりである場合、榎田さんの2023年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、榎田さんの2023年分の所得は、給与所得610万円のみであるものとし、榎田さんは妻および母と生計を一にしている。また、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）については考慮せず、保険金等により補てんされる金額はないものとする。

＜資料＞

支払年月	医療等を受けた人	医療機関等	内容	支払金額
2023年1月	母	A病院	入院治療（注1）	63,000円
2023年4月	本人	B病院	人間ドック（注2）	47,000円
	妻			57,000円
	本人		通院治療	33,000円
2023年8月	母	C歯科医院	歯科治療（注3）	450,000円

（注1）母は、2022年12月に入院して、2023年1月に退院している。退院の際に支払った金額63,000円のうち30,000円は、2022年12月分の入院代および治療費であった。

（注2）榎田さんは夫婦で人間ドックを受診したが、榎田さんは重大な疾病が発見されたため、引き続き通院をして治療をすることとなった。妻は、人間ドックの結果、異常は発見されなかった。

（注3）虫歯が悪化したため抜歯し、医師の診断により一般的なインプラント治療を受け、現金で支払った。

1. 43,000円
2. 463,000円
3. 493,000円
4. 550,000円

問16

会社員の増田さんの2023年分の所得等が下記＜資料＞のとおりである場合、増田さんが2023年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算できる損失はいくらになるか。なお、▲が付された所得金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

所得の種類	所得金額	備考
給与所得	540万円	勤務先からの給与で年末調整済み
不動産所得	▲70万円	収入金額：180万円 必要経費：250万円（※）
譲渡所得	▲40万円	上場株式の売却に係る損失
譲渡所得	▲15万円	ゴルフ会員権の売却に係る損失

（※）必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額25万円が含まれている。

問 17

広尾さん（66歳）の2023年分の収入等が下記＜資料＞のとおりである場合、広尾さんの2023年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。

＜資料＞

内容	金額
アルバイト収入	55万円
老齢年金および企業年金	350万円
不動産収入	130万円

※アルバイト収入は給与所得控除額を控除する前の金額である。

※老齢年金および企業年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※不動産収入は土地の貸し付けによる地代収入であり、地代収入に係る必要経費は年間20万円である。

また、広尾さんは青色申告者であり、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。なお、必要経費の20万円に青色申告特別控除額10万円は含まれていない。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

1. 335万円
2. 345万円
3. 355万円
4. 390万円

### 問18

住吉さんは、加入していた下記<資料>の養老保険が2023年8月に満期を迎えたため、満期保険金を一括で受け取った。住吉さんの2023年分の所得税において、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、住吉さんには、この満期保険金以外に一時所得の対象となるものはないものとする。

<資料>

払込保険料の総額：430万円

満期保険金：500万円

保険期間：10年間

1. 10万円
2. 20万円
3. 35万円
4. 70万円



【第6問】下記の（問19）～（問21）について解答しなさい。

問19

下記の相続事例（2023年7月30日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないものとする。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：5,000万円（小規模宅地等の特例適用後：1,000万円）

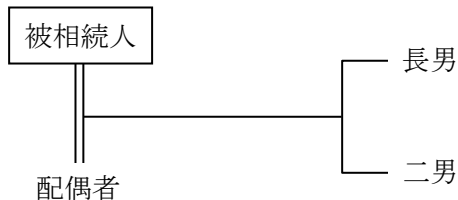
建物：300万円

現預金：5,000万円

死亡保険金：3,000万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：200万円

＜親族関係図＞



※「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

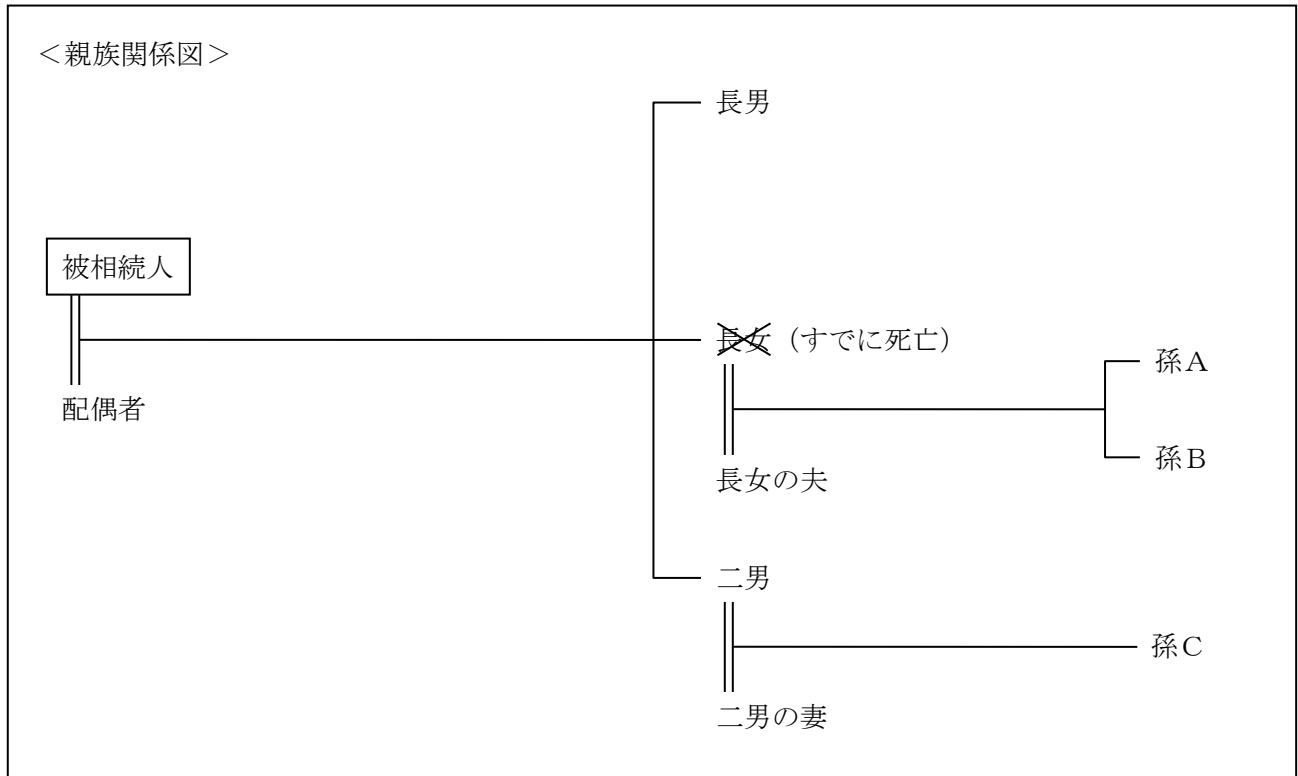
※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用はすべて被相続人の配偶者が負担している。

1. 7,600万円
2. 7,800万円
3. 9,100万円
4. 11,600万円

問20

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。  
なお、同じ番号を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ア）である。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は（イ）である。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は（ウ）である。

<語群>

- |        |         |         |        |        |
|--------|---------|---------|--------|--------|
| 1. ゼロ  | 2. 1/2  | 3. 1/3  | 4. 1/4 | 5. 1/6 |
| 6. 1/8 | 7. 1/12 | 8. 1/18 | 9. 2/3 |        |

## 問 2 1

相続の手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続人が相続放棄をする場合、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として、6 ヶ月以内に家庭裁判所にその旨の申述をしなければならない。
2. 遺産分割協議により遺産分割を行う場合、相続の開始があったことを知った日から 10 ヶ月以内に遺産分割協議書を作成し、家庭裁判所に提出しなければならない。
3. 法定相続情報証明制度に基づき、法定相続情報一覧図を作成した場合であっても、遺産の相続手続きを行う際には、被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本の原本が必要となる。
4. 被相続人の死亡時の住所地が国内にある場合、相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長である。

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜福岡家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
福岡 洋司	本人	1979年11月 2日	会社員
美緒	妻	1979年 4月10日	会社員
結奈	長女	2009年 8月24日	中学生
健太	長男	2011年 6月21日	小学生

＜福岡家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
家族構成／ 年齢	福岡 洋司 本人	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳
	美緒 妻	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳
	結奈 長女	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
	健太 長男	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
ライフイベント		結奈 中学校 入学		健太 中学校 入学	結奈 高校入学	結婚 20周年 旅行
収入	給与収入（本人）	1%	（ア）			
	給与収入（妻）	1%				
	収入合計	—		1,001		
支出	基本生活費	2%	373		（イ）	
	住居費	—	205	205	205	205
	教育費	—	180			200
	保険料	—	54	54	54	60
	一時的支出	—				130
	その他支出	2%	50			
支出合計		—	862	893	921	
年間収支		—				
金融資産残高		1%		1,046	（ウ）	1,196

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2022年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、金融資産残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

## 問 2 2

福岡家のキャッシュフロー表の空欄（ア）は洋司さんの可処分所得である。下表のデータに基づいて、空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、2022年における洋司さんの収入は給与収入のみである。

2022年分の洋司さんの給与収入（額面）	684万円
----------------------	-------

2022年に洋司さんの給与から天引きされた支出の年間合計金額					
厚生年金保険料	63万円	健康保険料・介護保険料	41万円	雇用保険料	3万円
所得税	25万円	住民税	34万円	財形貯蓄	60万円
社内預金	36万円	従業員持株会	12万円	社内あっせん販売	12万円

## 問 2 3

福岡家のキャッシュフロー表の空欄（イ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

## 問 2 4

福岡家のキャッシュフロー表の空欄（ウ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

宇野さんは、定年退職後の生活資金として、65歳からの30年間、毎年年末に180万円ずつ貯蓄を取り崩していきたいと考えている。年利1.0%で複利運用する場合、受取り開始年の初めにいくらの貯蓄があればよいか。

問26

谷口さんは、子どもの大学進学資金の準備として毎年年末に20万円ずつ新たに積み立てようと考えている。15年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、15年後の合計額はいくらになるか。

問27

千田さんは、マイカーの買い替え資金として、6年後に150万円を用意したいと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。



【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

長岡京介さんは、民間企業に勤務する会社員である。京介さんと妻の秋穂さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある五十嵐さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2023年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
長岡 京介	本人	1978年6月22日	45歳	会社員（正社員）
秋穂	妻	1979年4月5日	44歳	会社員（正社員）
翔太	長男	2006年8月18日	17歳	高校生

[収入金額（2022年）]

京介さん：給与収入450万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

秋穂さん：給与収入400万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

京介さん名義

銀行預金（普通預金）： 50万円

銀行預金（定期預金）：150万円

投資信託 : 50万円

秋穂さん名義

銀行預金（普通預金） : 100万円

個人向け国債（変動10年）： 50万円

[住宅ローン]

契約者：京介さん

借入先：LA銀行

借入時期：2013年12月（居住開始時期：2013年12月）

借入金額：2,200万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：固定金利選択型10年（年3.00%）

返済期間：25年間



[保険]

定期保険A：保険金額3,000万円（リビング・ニーズ特約付き）。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は京介さん、保険金受取人は秋穂さんである。保険期間は25年。

火災保険B：保険金額1,400万円。地震保険付帯。保険の目的は自宅建物。保険契約者（保険料負担者）および保険金受取人は京介さんである。

問28

京介さんは、現在居住している自宅の住宅ローンの繰上げ返済を検討しており、FPの五十嵐さんに質問をした。京介さんが住宅ローンを120回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等については考慮しないものとする。

<資料：長岡家の住宅ローンの償還予定表の一部>

返済回数（回）	毎月返済額（円）	うち元金（円）	うち利息（円）	残高（円）
120	104,326	66,393	37,933	15,107,049
121	104,326	66,559	37,767	15,040,490
122	104,326	66,725	37,601	14,973,765
123	104,326	66,892	37,434	14,906,873
124	104,326	67,059	37,267	14,839,814
125	104,326	67,227	37,099	14,772,587
126	104,326	67,395	36,931	14,705,192
127	104,326	67,564	36,762	14,637,628
128	104,326	67,732	36,594	14,569,896
129	104,326	67,902	36,424	14,501,994
130	104,326	68,072	36,254	14,433,922
131	104,326	68,242	36,084	14,365,680
132	104,326	68,412	35,914	14,297,268
133	104,326	68,583	35,743	14,228,685
134	104,326	68,755	35,571	14,159,930
135	104,326	68,927	35,399	14,091,003

1. 9ヵ月
2. 1年1ヵ月
3. 1年2ヵ月
4. 1年3ヵ月

## 問 29

京介さんは、住宅ローンの見直しについてFPの五十嵐さんに質問をした。一般的な住宅ローンの見直しに関する五十嵐さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「より有利な条件の住宅ローンを選ぶ金融機関に住宅ローンの『借換え』をする場合、抵当権の抹消や設定費用、事務手数料などの諸費用が必要になります。」
2. 「通常の返済とは別にローンの元金部分の一部を返済する『繰上げ返済』をした場合、その元金に対応する利息部分の支払いがなくなり、総返済額を減らす効果があります。」
3. 「現在の住宅ローンの借入先の金融機関において、返済期間を延長することで月々の返済額を減額したり、一定期間、月々の返済額を利息の支払いのみにする『条件変更』ができる場合もあります。」
4. 「固定金利選択型10年で借り入れている場合、現在の固定期間が終了した後は固定金利選択型10年で自動更新され、他の固定金利選択型や変動金利型を選択することはできません。」

## 問 30

下記<資料>に基づく京介さんの自宅に係る年間の地震保険料を計算しなさい。なお、京介さんの自宅は京都府にあるイ構造のマンションで、火災保険の保険金額は1,400万円で、地震保険の保険金額は、2023年9月1日現在の火災保険の保険金額に基づく契約可能な最大額であり、地震保険料の割引制度は考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料：年間保険料例（地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合）>

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県	730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県	1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県	2,300円	4,110円
埼玉県	2,650円	
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

### 問31

京介さんが加入している保険から保険金等が支払われた場合の課税に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）京介さんが死亡した場合に秋穂さんが受け取る定期保険Aの死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- （イ）京介さんが余命6ヵ月以内と判断され、定期保険Aから受け取ったリビング・ニーズ特約の生前給付金の京介さんの相続開始時点における残額は、非課税となる。
- （ウ）自宅が隣家からの延焼で全焼した場合に京介さんが受け取る火災保険Bの損害保険金は、所得税（一時所得）の課税対象となる。
- （エ）自宅が地震による火災で全焼した場合に京介さんが受け取る火災保険Bの地震火災費用保険金は、非課税となる。

問32

京介さんは、病気療養のため2023年8月に7日間入院した。京介さんの2023年8月の1ヵ月間における保険診療分の医療費（窓口での自己負担分）が21万円であった場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、京介さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、標準報酬月額が30万円であるものとする。また、「健康保険限度額適用認定証」の提示はしておらず、世帯合算および多数回該当は考慮しないものとする。

＜資料＞

[2023年8月分の高額療養費の算定]

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満）]

標準報酬月額	自己負担限度額（月額）
① 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
② 53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
③ 28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
④ 26万円以下	57,600円
⑤ 市区町村民税非課税者等	35,400円

1. 41,180円
2. 80,100円
3. 84,430円
4. 125,570円

### 問 3 3

秋穂さんは、京介さんが死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの五十嵐さんに質問をした。京介さんが2023年9月に45歳で在職中に死亡した場合、京介さんの死亡時点において秋穂さんが受け取ることができる遺族給付に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、京介さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

「京介さんが2023年9月に死亡した場合、秋穂さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。秋穂さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に翔太さんを対象とする子の加算額を加えた額です。翔太さんが18歳到達年度の末日（3月31日）を経過すると遺族基礎年金は支給されなくなります。

また、遺族厚生年金の額は、原則として京介さんの被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額の（ア）相当額ですが、秋穂さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、被保険者期間が（イ）に満たない場合は（イ）として計算されます。

なお、京介さんが死亡したとき秋穂さんは40歳以上であるため、秋穂さんに支給される遺族厚生年金には、遺族基礎年金が支給されなくなった以後、秋穂さんが（ウ）に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。」

#### <語群>

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の2 | 3. 4分の3 |
| 4. 240月 | 5. 300月 | 6. 360月 |
| 7. 60歳  | 8. 65歳  | 9. 70歳  |

### 問34

秋穂さんは、今後、正社員からパートタイマーに勤務形態を変更し、京介さんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被扶養者となることを検討しているため、FPの五十嵐さんに相談をした。協会けんぽの被扶養者に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、問題作成の都合上、一部を「\*\*\*」にしてある。

「被扶養者になるには、主として被保険者により生計を維持していることおよび原則として、日本国内に住所を有していることが必要です。生計維持の基準は、被扶養者となる人が被保険者と同一世帯に属している場合、原則として、被扶養者となる人の年間収入が（ア）未満（60歳以上の人または一定の障害者は<\*\*\*>未満）で、被保険者の収入の（イ）未満であることとされています。

被扶養者となる人の年間収入については、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとされています。なお、雇用保険の失業給付や公的年金等は、収入に（ウ）。」

#### <語群>

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1. 103万円 | 2. 130万円  | 3. 150万円 |
| 4. 3分の1  | 5. 2分の1   | 6. 3分の2  |
| 7. 含まれます | 8. 含まれません |          |



【第10問】次の設例に基づき、下記の各問（問35）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

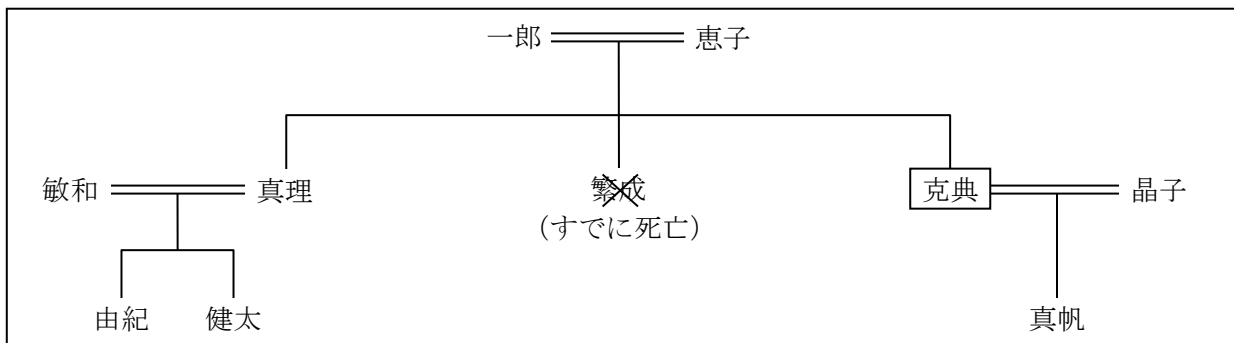
貿易業を営む自営業者（青色申告者）の関根克典さんは、今後の生活や事業などに関して、FPで税理士でもある氷室さんに相談をした。なお、下記のデータは2023年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
関根 克典	本人	1965年7月25日	58歳	自営業
晶子	妻	1966年1月18日	57歳	自営業（注1）
真帆	長女	2004年6月22日	19歳	大学生
一郎	父	1939年2月12日	84歳	無職
恵子	母	1942年5月6日	81歳	無職

注1：晶子さんは、青色事業専従者として克典さんの事業に従事している。

II. 関根家の親族関係図



III. 関根家（克典さんと晶子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	克典	晶子
金融資産		
現金・預貯金	2,950	870
株式・債券等	1,100	200
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	3,600	
建物（自宅の家屋）	320	
土地（事務所の敷地）	3,400	
建物（事務所の建物）	850	
その他		
事業用資産（不動産以外）	580	
動産等	180	210



[資料2：負債残高]

住宅ローン：300万円（債務者は克典さん。団体信用生命保険付き）

事業用借入：2,250万円（債務者は克典さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	克典	克典	晶子	1,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	克典	克典	晶子	200 2,000	120 —
終身保険C	克典	克典	晶子	400	220
終身保険D	克典	晶子	克典	200	180
終身保険E	晶子	晶子	真帆	400	150

注2：解約返戻金相当額は、2023年9月1日現在で解約した場合の金額である。

注3：終身保険Cには、主契約とは別に保険金額400万円の災害割増特約が付保されている。

注4：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

F P の氷室さんは、まず2023年9月1日現在における関根家（克典さんと晶子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。

<関根家（克典さんと晶子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
現金・預貯金	×××	事業用借入	×××
株式・債券等	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
不動産		負債合計	×××
土地（自宅の敷地）	×××		
建物（自宅の家屋）	×××		
土地（事務所の敷地）	×××		
建物（事務所の建物）	×××		
その他		[純資産]	（ア）
事業用資産（不動産以外）	×××		
動産等	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問36

下記<資料>は、克典さんの2023年分の所得税の確定申告書に添付された損益計算書である。  
 <資料>の空欄（ア）にあてはまる克典さんの2023年分の事業所得の金額の数値として、正しいものはどれか。なお、克典さんは青色申告の承認を受けており、青色申告決算書（貸借対照表を含む）を添付し、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して電子申告を行うものとする。

<資料>

[損益計算書]

科 目		金額 (円)		科 目		金額 (円)	
売上 (収入) 金額 (雑収入を含む)		①	40,000,000	各種引当金・準備金等	貸倒引当金	③4	0
売上原価	期首商品棚卸高	②	2,500,000			③5	
	仕入金額	③	24,000,000			③6	
	小計	④	26,500,000		計	③7	0
	期末商品棚卸高	⑤	3,000,000		専従者給与	③8	1,800,000
	差引原価	⑥	23,500,000		貸倒引当金	③9	0
差引金額		⑦	***		④0		
経費	減価償却費	⑱	500,000		④1		
	省略			計	④2	1,800,000	
	雑費	⑳	100,000	青色申告特別控除前の所得金額	④3	***	
	計	㉑	5,000,000	青色申告特別控除額	④4	650,000	
差引金額		㉒	***	所得金額	④5	(ア)	

※問題作成の都合上、一部を「\*\*\*」にしてある。

1. 9,050,000
2. 9,700,000
3. 10,850,000
4. 11,500,000

### 問37

克典さんは「小規模宅地等の特例」の適用要件について、FPで税理士でもある氷室さんに質問をした。相続税における「小規模宅地等の特例」に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*」にしてある。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合	備考
特定事業用宅地等	（***）m <sup>2</sup>	（ウ）%	（注）
特定同族会社事業用宅地等			－
特定居住用宅地等	（ア）m <sup>2</sup>		－
貸付事業用宅地等	（イ）m <sup>2</sup>	50%	（注）

（注）一定の場合に該当しない限り、相続開始前（エ）年以内に新たに（貸付）事業の用に供された宅地等を除く。

1. （ア）330 （イ）200 （ウ）80 （エ）3
2. （ア）330 （イ）240 （ウ）70 （エ）5
3. （ア）400 （イ）200 （ウ）80 （エ）5
4. （ア）400 （イ）240 （ウ）70 （エ）3

### 問38

克典さんが下記＜資料＞の債券を満期（償還）時まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

＜資料＞

表面利率：年0.10%
買付価格：額面100円につき99.62円
発行価格：額面100円につき100.00円
償還までの残存期間：8年

### 問39

克典さんは、65歳から老齢基礎年金を受給することができるが、60歳になる2025年7月から繰上げ受給することを考えている。克典さんが60歳到達月に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合、60歳時に受け取ることができる繰上げ支給の老齢基礎年金（付加年金を含む）の額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記＜資料＞に基づくものとし、計算過程および老齢基礎年金の年金額については、円未満を四捨五入するものとする。また、振替加算は考慮しないものとする。

#### ＜資料＞

[克典さんの国民年金保険料納付済期間]

1988年4月～2025年6月（447月）

※これ以外に保険料納付済期間はなく、保険料免除期間もないものとする。

[克典さんが付加保険料を納めた期間]

2005年7月～2025年6月（240月）

[その他]

老齢基礎年金の額（満額）：795,000円

克典さんの加入可能年数：40年

繰上げ受給による年金額の減額率：繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの  
月数×0.4%

1. 599,141円
2. 610,661円
3. 640,680円
4. 652,200円

問40

克典さんの父の一郎さんは、在宅で公的介護保険のサービスを利用している。一郎さんが2023年8月の1ヵ月間に利用した公的介護保険の在宅サービスの費用が29万円である場合、下記<資料>に基づく介護（在宅）サービスの利用者負担額合計として、正しいものはどれか。なお、一郎さんは公的介護保険における要介護3の認定を受けており、介護サービスを受けた場合の自己負担割合は1割であるものとする。また、同月中に<資料>以外の公的介護保険の利用はないものとし、記載のない条件については一切考慮しないものとする。

<資料>

[一郎さんの介護（在宅）サービス利用時の自己負担額：2023年8月分]

[在宅サービスの1ヵ月当たりの区分支給限度基準額]

要介護度	区分支給限度基準額（月額）
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※1単位は10円とする。

1. 19,520円
2. 27,048円
3. 29,000円
4. 46,568円